

保護者様

令和3年4月21日

横浜市立南希望が丘中学校

校長 内田 克弥

中学校生活についての確認とお願い

陽春の候、保護者の皆さまには、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動に深いご理解とご協力をたまわり、お礼申し上げます。

さて、お子様が安心して学校生活を過ごせるよう、本校では生活全般について、生徒に次のような確認と指導をしております。学校と家庭が一体となってお子様の成長を見守り、心身共に健康に育ていけるよう、保護者の皆様にもご確認いただき、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 遅刻・欠席について

- (1) 8時35分に教室の自分の席に着席していなければ、遅刻となります。この時間に間に合うよう、登校するようにご指導ください。
- (2) 欠席の連絡は原則として生徒手帳へ記載し、学校へ届けてください。近隣に届けられる生徒がない場合や緊急の場合は、直接学校へ連絡してください。
学校：364-5171 (8時20分までに連絡してください。)

2 飲み物・昼食について

(1) 飲み物

- ①水筒やペットボトル・パック類の飲み物(お茶類)を持ってきてもかまいません。
- ②自動販売機を本校では設置しています。いつでも利用可能です。
- ③カン、ビン類の飲み物は持たせないでください。

(2) 昼食

- ①お弁当を家庭で用意して頂くか、中学校給食(デリバリー型)を利用してください。
- ②登校する途中で買ってくる場合は、麺類以外の弁当、パン、おにぎりをお願いします。
- ③中学校給食(デリバリー型)は(インターネットで)事前予約制になっています。

3 個人情報の取り扱いについて

本校では生徒・保護者から提出された書類に記された氏名・住所・電話番号・生年月日等個人が特定・識別できる情報(以下、個人情報)について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づくとともに、文部科学省「学校における生徒等に関する個人情報の適切な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説に準拠し、以下の目的に使用し、他の目的に使用することはありません。

- 生徒の教科指導などに関わる教育及び学校生活全般に関する管理・連絡及び手続き
- 生徒の保健安全に関する教育及び学校生活全般に関する管理・連絡及び手続き
- 生徒の指導に関する教育及び生活全般に関する管理・連絡及び手続き
- 生徒本人及び保護者への連絡や各種書類の発送
- 入学・進学の手続き及び転学・進学先への書類の送付
- PTA に関する連絡
- 学校だよりをはじめとする各種広報誌、研究紀要

ただし、生徒の安全に関わるメール配信など、上記の業務の一部を業者に委託する場合は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、業務委託に必要な情報を提供いたします。

本校では、個人情報は、原則として第三者には提供いたしません。ただし、次の場合は、この限りではありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合で、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の推進のために、特に、必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、ご本人の同意を得ることにより、該当事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

本件に関するご質問がありましたら、本校副校長 までお問い合わせください。

問い合わせ 横浜市立南希望が丘中学校

電話 364-5171 FAX 364-5183

*学校、PTAより発行される各種たよりや広報誌等について生徒の氏名、学年、学級、写真等の掲載を承諾されない場合のみ理由、条件等をご記入いただき4月30日(金)までに学級担任に提出してください。

*保護者が撮影する際には、お子様と一緒に画像に写ってしまう周りの生徒へ十分にご配慮ください。

*LINEやTwitter、Facebook等により、インターネット上に掲載しないようにお願いします。

----- キ リ ト リ セ ン -----

年 組 番 生徒氏名 保護者氏名	理由をお書きください。 印
----------------------------	------------------------------

南希望が丘中学校 携帯電話・スマホの取り扱いルール

小・中学生の携帯電話利用は、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じやすく、大変弊害が大きいいため、携帯電話の利用自体を避けることが望ましく、学校への持ち込みを禁止しています。

しかし、特別の事情により、生徒に携帯電話を持たせる場合は、学校とPTAが協議して定めた、次の「学校で守るべきこと」「家庭で責任を持つべきこと」を遵守し、携帯電話の弊害から子どもを守ってください。

「学校で守るべきこと」を確認しましょう。

1. 携帯電話を学校へは持ち込まない。
2. 特別の事情があって、学校に携帯電話を持ち込むときは、保護者が事前に学校長の了解を得たうえで、下校時まで学校に預ける。

「家庭で責任を持つべきこと」を確認しましょう。

1. サイトへのアクセスは慎重に、安易なダウンロードはしない。
2. 個人情報を書き込まない。人を傷つける書き込みはしない。
3. ルールを守れなかった場合の対応を話し合い、困ったときはすぐに相談する。
4. 1日の利用時間や時間帯、利用する場所を決める。
5. 生徒が携帯電話を使用したために起こりうる問題やトラブルを想定して、警察や外部相談機関を確認しておくこと。また、問題やトラブルが生じた場合は速やかに適切な対応と処理を行い、学校へも必ず報告する。
6. 携帯電話を学校に持ち込ませないよう指導する。

災害発生時等における対応について

横浜市教育委員会作成、「横浜市学校防災計画」を受け、南希望が丘中学校の「災害発生時等における対応」は次の通りになっております。ご確認の上、何かありましたら、ご連絡ください。

1 特別警報・警報発令時の対応について

＜警報対象地域＞横浜市内、神奈川県全域または神奈川県東部

◇特別警報 ◇暴風警報 ◇大雪警報 ◇暴風雪警報 ◇降灰予報	○午前6時に、左の警報((降灰予報)が継続中の場合は、全市一斉休校となります。学校からは、連絡しません。各家庭で気象情報を確認してください。 ○降灰が継続している間は、休校となります。 ○暴風警報が出ていない「大雨警報」「洪水警報」「各種注意報」が発令時に、登校が危険であるとご家庭で判断した場合は、遅刻・欠席にはなりません。その際、学校より確認のため、保護者に連絡をさせていただきます。 ○登校後に、左の警報(降灰予報)が発令され場合は、状況に応じて生徒の安全確保を最優先にして判断します。(通常授業の継続、下校時間の変更、集団下校、学校留め置き、保護者への引き渡し等、状況に応じて判断) * 必要に応じて、学校 HP、メール配信で保護者へお知らせします。
◇交通機関の計画運休	○大型台風や大雪の影響などで、市内鉄道会社全社(JR 線、東急線、みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合には、全校一斉休校となります。

※気象情報は、横浜市危機管理室HP、横浜市水防災情報HP、テレビ、ラジオなどで確認してください。

※自然教室、修学旅行など原則として延期・中止となりますが、目的地に警報等が発表されておらず時間を遅らせれば安全な場合は実施することもあります。

2 大規模地震等の対応について

★気象庁は東海地震の「注意情報」「警戒宣言」の発表を行わないこととしました。また、東海地震の「注意情報」「警戒宣言」に代わる「南海トラフ地震に関する情報」の発表による、自動的な「全市一斉休校」はありません。

◇大規模地震発生時 ※横浜市内の何れかで震度5強以上が発生	○在宅時に大地震が発生した場合、臨時休校になります。 ○在校時は、授業を打ち切ります。引き渡し依頼書に基づき、生徒を引き渡します。 ○登下校中は、学校か自宅か近いほうに避難します。 落下物(看板、外壁、ガラス)や塀、自販機や崖に注意し、近くの避難場所、公園、空き地など安全な場所へ ※家庭でも通学路の確認をしてください。 ○教育再開は被害の規模、程度によりますが発災後3日程度経過した後に準備を始めることを想定しています。
◇大規模地震にあたらぬ地震発生時	○震度5弱以下の場合は、校長が適宜判断します。(必要に応じメール配信) ○学校で生徒を預かり、保護者または代理人に生徒を引き渡す場合 ・地震により、相鉄線が運転再開の見込みが立たない ・学校および周辺地域が停電となり、安全に帰宅させられない

※休日、夜間に発生した場合は、生徒の状況を学校にお知らせください。

3 その他

○災害時には災害用伝言ダイヤルを利用してください。

「伝言の再生方法」次の順にダイヤル①171 ②2 ③080-6852-4218 →「メッセージを再生」

○災害や不審者等、必要に応じて学校よりメール配信等をさせていただきます。